## インフォメーション

平成 21 年1月9日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

## 平成 21 年度与党税制改正大綱決定

昨年12月12日与党自民党・公明党両党は平成21年度税制改正大綱を決定しました。今回の税制改正大綱では、景気対策として、内需を刺激するための減税を盛り込んだ内容となっています。

## (1) 法人関係

① 中小法人等の法人税率の引き下げ(平成21年4月1日~平成23年3月31日の間に終了する事業年度)

資本金1億円以下の普通法人などの中小法人等について、所得のうち800万円以下の法人税の軽減税率が現行の22%から18%に引き下げられます。

② 中小法人等の欠損金の繰戻し還付制度の復活 対象は、「平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損 金額」より適用とされるようです。

## (2) 個人関係

① 住宅ローン控除制度の延長拡大

一般住宅と認定長期優良住宅とに区別し、それぞれ下記のように延長拡大されます。また、個人住民税においても、下記の期間において所得税より控除しきれない額が生じた場合は、所得税の課税総所得等の5%(最大9万7,500円)を個人住民税から控除する制度が創設されます。

居住年	控除期間	一般住宅の控除率と控 除限度額	認定長期優良住宅の控 除率と控除限度額
平成 21 年	10年	1% 50万	1.2% 60万
平成 22 年	10年	1% 50万	1.2% 60万
平成 23 年	10年	1% 40万	1.2% 60万
平成 24 年	10年	1% 30万	1.0% 40万
平成 25 年	10年	1% 20万	1.0% 30万

- ② 長期優良住宅の所得税額の特別控除制度の創設 認定長期優良住宅のための性能強化費用相当額の10%をその年の所得税額 から控除(住宅ローン控除とどちらか選択)
- ③ 特定改修工事の所得税額の特別控除制度の創設 省エネやバリアフリーの改修工事で要した費用の10%をその年の所得税か ら控除(住宅ローン控除とどちらか選択)
- ④ 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長 現行の上場株式等の配当所得と譲渡所得に対する 10% (所得税 7%住民税 3%) の軽減税率が平成 23 年 12 月 31 日まで 3 年延長されます。